

(保) 第56号  
(外・規合同)  
昭和57年11月29日

本部各部課長 殿  
各警察署長

項目コード	K 0 1 1 4
保存期間	長期
廃棄年月日	
担当係	保安係

三重県警察本部長

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する取扱要領の制定について(例規通達)

改正 昭61(務)第28号

この度、別添のとおり放射性同位元素等の運搬の届出等に関する取扱要領(以下「要領」という。)を制定したので、下記事項に留意のうえ、取扱手続に誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 要領制定の趣旨

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和55年法律第52号)が、昭和55年5月19日に公布され、昭和56年5月18日から施行されたため、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第167号。以下「政令」という。)及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令(昭和56年総理府令第30号。以下「府令」という。)が、それぞれ制定されたことに伴い、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する取扱要領を制定し、この種事故防止の徹底を図ろうとするものである。

#### 2 要領の要点

- (1) 都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、放射性同位元素等の運搬の実態を把握し、必要な措置をとれるようにするため、放射性同位元素等の工場又は事業所の外における陸上運搬(以下「事業所外運搬」という。)であり、かつ、政令で定める場合に該当するときは、放射性同位元素等の使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下「使用者等」という。)は、公安委員会に届出をしなければならないことになったことに伴い、届出等の処理要領を明確にした。(要領第2)
- (2) 2以上の都道府県にわたる運搬の届出を受理した公安委員会は、関係する公安委員会に対し、運搬について必要な事項を通知することとなったことに伴い、通知要領を明確にした。(要領第2)

- (3) 届出を受理した公安委員会は、公共の安全を図るため、運搬の日時、経路その他運搬中の交通事故、放射性同位元素等の盗難等による放射線障害を防止するため、必要な事項について指示することができることとなったことに伴い、指示要領を明確にした。(要領第3)
- (4) 警察官は、放射線障害を防止して公共の安全を図るため、放射性同位元素等を運搬している自動車又は軽車両を停止させ、その運搬が届出及び指示の内容に従って行われているか否かについて検査し、放射線障害を防止するため、経路の変更等を命ずることができることに伴い、運搬に関する検査要領を明確にした。(要領第4)
- (5) 公安委員会は、指示制度の適切な運用を図るため、届出をした使用者等に対し、事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の傷害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況について報告させることができることとなったことに伴い、報告の徴収要領を明確にした。(要領第5)
- (6) 公安委員会は、指示制度の適切な運用を図るため、警察職員をして、事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、書類等を検査させ、関係者に質問させることができることとなったことに伴い、立入検査要領を明確にした。(要領第6)

### 3 運用上の留意事項

#### (1) 届出等(要領第2関係)

ア 届出制度は、運搬中の放射性同位元素等による放射線障害を防止し、公共の安全を確保するために行われるものであるため、運用に当たっては、使用者等に対し、十分な指導を行うとともに、適切な指示を行い、安全運搬の確保を図るよう特に留意すること。

イ 事業所外運搬は、公安委員会に届出をするほか、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。)及び放射性同位元素車両運搬規則(昭和52年運搬省令第33号。以下「運搬規則」という。)の規定により科学技術庁長官又は運輸大臣の確認を受けることとされているので、運用に当たっては、使用者等に過大な負担を与えることのないように留意すること。

ウ 届出を要する放射性同位元素等は、放射能数量が科学技術庁長官の定める数量を超えるものであって、放射線障害防止のためBM型輸送物又はBU型輸送物として運搬する必要があるものであるため十分確認すること。

エ 届出の期限は、運搬開始の日の1週間前までに運搬届出書2通を提出して行うこととなっているので、誤りのないようにすること。

オ 届出対象となる運搬は、事業所外運搬であって、船舶又は航空機により運搬する場合は、除外されているので留意すること。

カ 運搬届の提出が義務づけられているのは、使用者等であるため届出の受理に当たっては、届出内容とともに届出者についても確認すること。

キ 車列を編成して運搬する場合の届出は、1車列ごとに行わせること。

ク 事業所外運搬は、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認が必要であるため、確認の有無に

ついて留意すること。

なお、規則第18条の2に規定する技術上の基準により難しい場合には、科学技術庁長官又は運輸大臣の承認が必要であるので留意すること。

ケ 他の公安委員会への運搬通知は、模写電報によって行うこと。

なお、変更届出書を受理した場合には、変更した事項のみについて通知すること。

コ 運搬通知を受理した場合は、通知事項について検討し、変更を求める必要があるときは、その旨を速やかに通知をした公安委員会に連絡し、変更を求めること。

(2) 指示（要領第3関係）

ア 指示事項のうち、見張人の配置及び積載方法並びに知識及び経験を有する者（以下「経験者」という。）の同行については運搬規則と矛盾することのないように必要な指示を行うこと。

イ 指示書の交付に当たっては、指示の趣旨を届出者に十分伝え、運搬従事者にも周知させるように指導すること。

ウ 指示書の交付は、原則として届出書の交付と同時に行うこと。

指示書の交付後やむを得ない事情が生じて再指示を行う場合は、既に交付した指示書を返納させ、新たな指示書を交付すること。

なお、指示した場合には、運搬届出書の余白にその旨を記載すること。

エ 日時及び経路は、運搬の安全を確保するために最も基本的な事項であるので、平素から放射性同位元素等の運搬経路の実態把握に努め、届出の受理に当たっては、道路状況及び地域事情等から放射線障害防止上支障がある場合には、日時及び経路の変更を行うように指示すること。

オ 速度については、道路事情等に応じて徐行等の必要な指示を行うこと。

カ 放射能値の高い物を運搬する場合等特に必要があると認められるときは、伴走車の配置について配慮すること。

キ 道路上の駐車は、原則として認めないこと。ただし、放射線管理上やむを得ない場合には、道路幅員が広く、かつ、追突等の危険性の少ない場所に駐車させ、停止表示器材を置かせる等安全確認の措置について指示すること。

ク 駐車及び積卸しをする場合には、見張人を配置させること。

見張人の員数、方法等については、駐車場等周囲の状況を考慮して適切な指示を行うこと。

ケ 積載方法については、交通事故、盗難等の防止のため、特に必要があると認められる場合に適切な指示を行うこと。

コ 運搬届出書、変更届出書及び指示書は、運搬従事者に必ず携帯させること。

サ 経験者の同行は、運搬距離、道路事情等を勘案し、必要と認められる場合に、指示を行うこと。

なお、経験者は、関係法令により資格を有する者に限らず、使用者等において実施する特別の教養訓練を受けた者も含まれるので留意すること。

シ 府令第3条第1項1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第10号に規定する事項以外の事項については、鉄道による運搬についても指示を行うことができるので留意すること。

(3) 運搬に関する検査（要領第4関係）

ア 警察官の停止、検査及び措置命令は、届出制度を適正に運用するために認められたものであるため、使用者等に過大な負担をかけることのないよう留意すること。

イ 検査した警察官がとり得る措置命令は、届出を受けた公安委員会の権限を超えない範囲内の一時的な経路の変更、運搬の中止等現場においてとり得る軽易な措置に限られるので留意すること。

(4) 報告の徴収（要領第5関係）

ア 報告徴収は、書面を提出させて行うこと。

特に事故報告については、おおむね10日以内の期限を付すること。

イ 報告を求める事項は、次のとおりとする。

(ア) 事業所外運搬の状況

(イ) 放射性同位元素等の盗難、所在不明、交通事故及び異常な漏えい事故の状況

(ウ) その他人の傷害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況

ウ 事業所外運搬の状況についての報告は、当該使用者等の講ずる運搬従事者に対する安全教育、訓練等の安全管理対策、過去の運搬実績及び将来の運搬計画について必要に応じて行わせること。

エ 事故の状況についての報告は、事故の日時、場所、原因、状況、応急措置等を記載させること。

特に容器の状況、放射性同位元素等の漏えい程度、放射線の測定結果及び被害程度については、詳細に記載させること。

オ 事故報告を受理した場合は、その内容を発送地の警察本部主管課、中部管区警察局公安部保安課及び警察庁保安部公害課に通報すること。

(5) 立入検査（要領第6関係）

ア 運搬の安全確保のために必要がある場合には、使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立入り、帳簿、書類等について検査するほか、使用者等の講ずる運搬従業者に対する教育、訓練、保護具の管理等について関係者に質問すること。

イ 立入検査は、犯罪捜査のために行うものではなく、指示制度の運用に必要な限度で行うものであるため、乱用にわたることのないよう留意すること。

## 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）、規則、府令、運搬規則及び放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和55年科学技術庁告示第9号）の規定に基づく放射性同位元素等による運搬の届出の受理、指示、運搬車両に対する検査、報告の徴収及び立入検査について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 届出等

- 1 法第18条の2第5項及び並びに府令第4条の規定に基づく事業所外運搬に関する届出の受理、指示及び公安委員会の通知に関する事務は、防犯部保安課において行うこととする。
- 2 法第18条の2第5項及び府令第2条の規定による放射性同位元素等運搬届出書及び放射性同位元素等運搬変更届出書（以下「届出書」という。）の提出があった場合は、次の事項につき調査し、支障がないと認めるときは、放射性同位元素等運搬（変更）届出受理簿（様式第1）に記載し、届出書等の1通に受理印を押して使用者等に交付し、受領印を徴するものとする。ただし、緊急やむを得ない運搬届出内容の変更は、口頭で連絡させ、後日速やかに変更届出書を提出させるものとする。
  - (1) 届出書等は、府令第2条の規定による様式に必要事項が記載され、かつ、記載事項は、事実と相違ないか。
  - (2) 届出は、期限を経過していないか。
  - (3) 車列を編成して運搬する場合の届出は、1車列ごとに行われているか。
  - (4) 科学技術庁長官又は運輸大臣の運搬確認を受けているか。
  - (5) 技術上の基準により難しい場合は、科学技術庁長官又は運輸大臣の承認を受けているか。
  - (6) 交通事故、盗難及び災害の防止並びに安全確保等の措置が講ぜられているか。
- 3 届出書を受理したときは、速やかに発送地及び通過地を管轄する警察署長に届出内容を通知するとともに、運搬の安全確保のため、次の事項について、意見を聴取するものとする。
  - (1) 交通規制、交通渋滞及び道路工事等道路障害の状況
  - (2) 積荷点検及び休憩のための駐車場の有無
  - (3) 集会、デモ及び祭礼等の行事の有無
  - (4) その他参考事項
- 4 府令第4条第1項及び第2項の規定による他の公安委員会への通知は、届出内容を模写電報により行うものとする。

- 5 他の公安委員会からの運搬通知を受けたときは、放射性同位元素等運搬通知受理簿（様式第2）に記載し、通過地及び到着地を管轄する警察署長に通知するとともに、前記3に準じて必要な措置を講ずるものとする。

### 第3 指示

- 1 法第18条の2第6項及び府令第3条第2項の規定による公安委員会の指示（以下「指示」という。）は、使用者等に放射性同位元素等運搬指示書を交付するとともに、放射性同位元素等運搬指示書交付簿（様式第3）に記載し、受領印を徴するものとする。
- 2 指示は、府令第3条第1項に規定する事項について、その必要性を判断して行うものとする。
- 3 府令第4条第3項の規定による他の公安委員会への通知は、指示内容を模写電報により行うものとする。

### 第4 運搬に関する検査

- 1 法第18条の2第8項及び府令第5条の規定による運搬車両に対する検査は、放射線障害を防止して公共安全を図るため、特に必要な場合に行うものとする。
- 2 法第18条の2第8項の規定による措置命令は、放射線障害を防止するため必要な限度で、次の事項について行うものとする。
  - (1) 短時間の停止（交通事故発生に伴う交通規制措置によるもの。）
  - (2) 安全な場所への一時的な移動（運搬経路付近での火災事故発生に伴う安全な場所への移動によるもの。）
  - (3) 経路の若干の変更（トンネル内等で車両火災事故発生に伴い、他のうかい路への変更によるもの。）
- 3 措置命令をしたときは、その概要を防犯部保安課長を経て警察本部長に速報すること。

### 第5 報告の徴収

法第42条第1項及び府令第6条の規定による使用者等からの報告の徴収は、次の事項について書面により報告させるものとする。

- (1) 事業所外運搬の状況
  - ア 運搬従事者に対する安全教育及び訓練等の安全管理対策
  - イ 運搬車両の備付け防災用資器材の状況
  - ウ 過去の運搬実績及び将来の運搬計画
  - エ その他必要と認める事項
- (2) 事業所外運搬に関し、人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況
  - ア 事故発生の日時及び場所
  - イ 事故当事者の住所、職業、氏名及び年齢
  - ウ 事故の原因及び応急措置
  - エ 放射性同位元素等の種類、数量及び容器承認の有無

- オ 放射性同位元素等の漏えい程度及び放射線の測定結果
- カ 運搬同行責任者等の住所、職業、氏名、年齢、運搬上の役割及び経験年数
- キ 使用した防災防具器具
- ク その他必要と認める事項

## 第6 立入検査

- 1 法第43条の2第1項の規定による立入検査は、次の事項について行うものとする。
  - (1) 放射性同位元素の使用許可証等及び承認容器証明書
  - (2) 放射線取扱主任者免状所有者の状況
  - (3) 運搬関係者に対する教養実施計画及び契約状況
  - (4) 放射性同位元素等の運搬契約書及び契約状況
  - (5) 使用施設、防災装置等の状況
  - (6) 運搬容器の管理状況
  - (7) 保護具及び防災用具の管理状況
  - (8) 放射性同位元素等の安全運搬に必要な対策
- 2 立入検査を実施する警察職員は、防犯部保安課及び警察署防犯課に勤務する者とする。
- 3 前記2の警察職員は、立入検査を実施した場合は、その結果を所属長に報告すること。

様式第 1

放射性同位元素等運搬（変更）届出受理簿

受理 番号	受理月日	届 出 者	運 搬 日 時	発 送 地 ・ 到 着 地	輸 送 物	変 更 事 項	交 付		備 考
							月 日	受 領 者	

注：受理番号は、暦年ごとに一連番号とすること。

様式第 2

放射性同位元素等運搬通知受理簿

受理 番号	受理月日	届 出 者	発 送 地 ・ 到 着 地	県 内 通 過 予 定 日 時	輸 送 物	回 答		備 考
						月 日	事 項	

注：受理番号は、暦年ごとに一連番号とすること。

様式第 3

放射性同位元素等運搬指示書交付簿

受理 番号	原 受 理 番 号	届 出 者	輸 送 物	指 示 内 容	交 付		備 考
					月 日	受 領 者	

注：受理番号は、暦年ごとに一連番号とすること。